



## 電車内で足を踏まれ、指を骨折。 治療費は誰が負担する？

### 相談者の気持ち

たまたま用があり朝の満員電車に乗ったら、電車が揺れた拍子に足を踏まれ、指を骨折しました。相手は、すぐに電車を降りてしまい身元は分かりません。治療費などは自分で負担するしかないのでしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか



まず、業務上の理由で電車に乗っていた場合について検討します。

使用者は、労働者の業務上の傷病等に対し、補償(災害補償)を行うべき法的な義務があります。この義務は、使用者の過失の有無にかかわらず、

負わなければならないこととされており、労災保険に加入していない場合でも無くなることはありません。

相談者は「たまたま用があり」ということですが、この「用」というのが業務上の用件であったのであれば、相談者は使用者に治療費の補償を求めることができるものと考えられます。

しかし、その「用」が業務とは関係のない、いわゆる「私用」であった場合、使用者に治療費の補償を求めることはできません。

次に、電車に乗っていたのが、業務そのものを行っている途中ではなく、通勤途上である場合はどうでしょうか。

通勤途上での災害すなわち、労働者が通勤によって傷病等を負うことについても、業務上の傷病として、使用者に補償義務が生じます。したがって、相談者が乗った満員電車が相談者の通常の通勤経路である場合は、使用者に治療費の補償を求めることができるものと考えられます。

しかし、相談者は「たまたま用があり」という

ことですので、通常の通勤経路ではない経路を乗車していたように思われます。

このような場合、「通勤によって」とはいえないため、使用者に治療費の補償を求めることはできないものと考えられます。

以上は「労災保険に加入していない場合」でも生じる使用者の補償義務についての検討になります。労災保険は、労働者を1人でも使用している場合にはパートやアルバイトであっても原則として使用者に加入義務があります。もし、使用者が労災保険に加入していない場合は、使用者に加入を要求するか、お近くの労働基準監督署に相談されることをお勧めします。

最後に、業務でも通勤でもなかった私用の場合について検討します。

足を踏んだ相手には、民法上の不法行為責任が生じ、骨折により生じた損害を賠償するように請求ができるものと思われます。しかし、すぐに電車を降りてしまい身元は分からないということですので、実際には難しいでしょう。

次に、鉄道会社の責任はどうでしょうか。電車の運行において多少の揺れが生じることは避けられないことですので、余程のひどい落ち度が認められない限り、鉄道会社に対して損害賠償を請求することは困難といわざるを得ません。

